

令和7年3月7日
青森県健康医療福祉部
健康医療福祉政策課

災害救助法による救助の終了について

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪に関し、下記のとおり災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を終了したので、同法第2条第3項に基づき公示する。

記

- 1 適用日
令和7年2月25日
- 2 終了地域
青森市、弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡鱒ヶ沢町、
中津軽郡西目屋村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町
- 3 終了日
令和7年3月6日